

玉 川 発 電 事 務 所

消 防 設 備 点 検 業 務 委 託

0 7 - D T - B 3

特 記 仕 様 書

令和 7 年度

秋田県玉川発電事務所

目 次

第 1 章 共通事項

1 総則	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2 提出書類	・ ・ ・ ・ ・	P 3

第 2 章 委託

1 委託概要	・ ・ ・ ・ ・	P 4
2 委託場所	・ ・ ・ ・ ・	P 4
3 業務実施時期	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4 業務内容	・ ・ ・ ・ ・	P 5－8
5 そ の 他	・ ・ ・ ・ ・	P 8

第1章 共通事項

1 総則

- (1) この特記仕様書は、秋田県玉川発電事務所消防設備点検業務委託07-DT-B3に適用する。
- (2) 本委託業務は、令和6年度「建築保全業務委託共通仕様書（秋田県）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。
- (3) この特記仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

2 提出書類

提出書類については標準仕様書の他、下記による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

- | | | |
|----------------------------------|------------|------|
| (1) 有資格者証の写し | (業務計画書提出時) | 1部 |
| ※資格：消防設備士又は、消防設備点検資格者（第1種、第2種） | | |
| (2) 作業日報 | (業務日翌日までに) | 1部 |
| (3) 作業写真 | (完了時) | 2部 |
| (4) 作業報告書 | (完了後速やかに) | 2部 |
| 消防法施行規則第31条の6第3項に基づく報告は受注者が行うこと。 | | |
| (5) その他必要なもの | (必要のつど) | 必要部数 |

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者ととの協議による。

第2章 委託

1 委託概要

玉川発電事務所、玉川発電事務所待機宿舎及び各発電所の火災報知設備等について点検を行う。また、玉川発電事務所に設置している受信機の基盤交換を行う。

2 委託場所

玉川発電事務所	仙北市田沢湖田沢字鎧畑 8－1
玉川発電事務所待機宿舎	仙北市田沢湖田沢字鎧畑 4 2－1
小和瀬発電所	仙北市田沢湖田沢字小和瀬沢国有林地内
玉川発電所	仙北市田沢湖田沢字水尻合沢国有林地先
鎧畑発電所	仙北市田沢湖田沢字鎧畑 8－1
田沢湖発電所	仙北市田沢湖田沢字潟前 1 0 3－8

3 業務実施時期

下表のとおりとする。ただし、玉川発電事務所の受信機基盤の交換については、別途施設管理担当者と協議のうえ日程を決定すること。

点検種別・時期 対象箇所	自動火災報知設備		消火器	誘導灯及び 誘導標識
	総合点検及び 機器点検	機器点検	機器点検	機器点検
	7月	12月	7月・12月	7月・12月
玉川発電事務所	○	○	○	○
待機宿舎	○	○	○	○
小和瀬発電所	○	○※	○	
玉川発電所	○	○	○	○
鎧畑発電所	○	○	○	
田沢湖発電所	○	○	○	

※：現場説明書(条件明示)による。

4 業務内容

(1) 自動火災報知設備点検

総合点検（7月）

点検機器 点検項目 箇所名	受信機		煙感知器		配線点検
	P型1級	P型2級	光電式	イオン化式	絶縁抵抗測定
玉川発電事務所	1		2		1
待機宿舎		1	5		1
小和瀬発電所		1	4		1
玉川発電所	1		32		1
鎧畑発電所		1	6		1
田沢湖発電所		1	4	1	1
合計	2	4	53	1	6

機器点検（7月）

点検機器 点検項目 箇所名	受信機		副受信機	熱感知器		煙感知器		機器収容箱			音響装置	常用電源	予備電源
	P型1級	P型2級	P型2級	スポート型	定温式 スポット型	光電式	イオン化式	発信機	表示灯	電鈴	警報ベル	交流電源	蓄電池（受信機のみ）
玉川発電事務所	1		1	25	8	2		2	2	2		1	1
待機宿舎		1		76	35	5		2	2	2	2	1	1
小和瀬発電所		1		7	1	4					1	1	1
玉川発電所	1			3	5	32		4	4	4	2	1	1
鎧畑発電所		1				6					1	1	1
田沢湖発電所		1				4	1				1	1	1
合計	2	4	1	111	49	53	1	8	8	8	7	6	6

機器点検（12月）

点検機器 点検項目 箇所名	受信機		副受信機	熱感知器		煙感知器		機器収容箱			音響装置	常用電源	予備電源
	P型1級	P型2級	P型2級	差動式 スポット型	定温式 スポット型	光電式	イオン化式	発信機	表示灯	電鈴	警報ベル	交流電源	蓄電池（受信機のみ）
玉川発電事務所	1		1	25	8	2		2	2	2		1	1
待機宿舎		1		76	35	5		2	2	2	2	1	1
小和瀬発電所		1		7	1	4					1	1	1
玉川発電所	1			3	5	32		4	4	4	2	1	1
鎧畑発電所		1				6					1	1	1
田沢湖発電所		1				4	1				1	1	1
合計	2	4	1	111	49	53	1	8	8	8	7	6	6

(2) 消火器点検

機器点検（一部機能点検(放射試験)含む）（7月）

点検機器 設置箇所	機器（外観）点検 うち、放射試験を行うものは()内	
	車載式	蓄圧式
玉川発電事務所		15(1)
待機宿舎		9
小和瀬発電所		10(2)
玉川発電所	1	11(1)
鎧畑発電所	1	10
田沢湖発電所		9(1)
合計	2	64(5)

機器点検（一部機能点検(放射試験)含む）（12月）

点検機器 設置箇所	機器（外観）点検 うち、放射試験を行うものは()内	
	車載式	蓄圧式
玉川発電事務所		15
待機宿舎		9
小和瀬発電所		10(1)
玉川発電所	1	11
鎧畑発電所	1	10
田沢湖発電所		9(2)
合計	2	64(3)

※機能点検(放射試験)を実施した消火器については、発注者が支給する新品と交換すること。

(3) 誘導灯及び誘導標識点検

機器点検（7月）

点検機器 設置箇所	誘導灯	誘導標識	配線点検 (絶縁抵抗測定)
玉川発電事務所		7	
待機宿舎		3	
玉川発電所	6	7	1
合計	6	17	1

機器点検（12月）

点検機器 設置箇所	誘導灯	誘導標識
玉川発電事務所		7
待機宿舎		3
玉川発電所	6	7
合計	6	17

(4) 玉川発電事務所 受信機基盤交換

玉川発電事務所事務室に設置している受信機の基盤交換を行う。交換する基盤は発注者より支給するものとする。取り外し品は受注者が処分すること。

【参考】支給品仕様

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 受信機型式名 | 能美防災(株) F A P J 1 0 4 N - B 1 - 3 0 L |
| (2) 基盤型式名 | P C A 1 2 8 7 X |

5 その他

- (1) 各発電所及び待機宿舎の点検において、玉川発電事務所への移報を一度確認し、その後は移報を停止して点検を行うこと。
- (2) 発電機室天井の感知器など高所に設置されている機器について、発電機室のクレーン上で点検を行う場合がある。その際、施設管理担当者およびクレーン操作者の指示に従い、安全用品の活用等で十分な安全対策を講じること。なお、クレーンの操作は発注者側で行う。
- (3) 火災報知設備交換等に伴う消防届出、立会等は受注者が行うこと。